

令和3年5月11日

児童生徒の皆さん
保護者の皆様

茨木市教育委員会
茨木市立中条小学校 校長 近藤 祐明

タブレット端末を利用するにあたっての注意事項 (児童生徒・保護者は必ずお読みください)

茨木市では、児童生徒のみなさんの学びがより豊かなものとなるよう、市立小中学校に在籍する児童生徒全員に一人一台のタブレットを貸与します。

タブレットを活用することで、学習効果をより高めることができますが、一方で使い方を間違えれば、トラブルに巻き込まれたり、他の人を傷つけてしまったりすることもあります。

目的に沿って安全に活用するため、ルールをしっかりと守って活用するようにしましょう。

1 目的

学校や家庭での学習と、学校と家庭の連絡に使うことが目的です。

2 確認書について

「茨木市学習用タブレット端末利用についての確認書」の内容を、お子様と保護者で確認しながら記名し、学校に提出してください。

3 貸与するもの

タブレット（キーボード付） ACアダプター タッチペン インナーケース

4 貸与期間など

- ・ 貸与期間は、在籍校の卒業（転出）までとします。
- ・ 卒業（転出）後は、別の人に貸与することになりますので、大切に扱ってください。

5 家庭への持ち帰り

- ・ はじめは、学校での利用から開始します。
- ・ 慣れてくれば、家庭への持ち帰りを始め、家庭学習や保護者連絡に活用していきます。
- ・ 家庭への持ち帰りの時期や内容については、各学校から連絡します。
- ・ 家庭での通信については、家庭の Wi-Fi 等を活用してください。
- ・ 通信環境がない家庭については、学校から Wi-Fi ルータを貸与します。（各校から必要かどうかの調査を別途行っています）
- ・ タッチペンは学校保管を基本とします。ただし、学校判断で持ち帰りをすることもあります。

6 使用ルール

- ・ 学習活動に関わることに以外に使わないこと
- ・ 学校・家庭学習以外では使用しないこと
- ・ 校内での使用や授業中での使用は、先生の指示に従うこと
- ・ 登下校中はインナーケースに入れること。登下校中は使用しないこと
- ・ 家庭で使用する際は、家庭の Wi-Fi 環境に接続して使用すること
- ・ 使用時間等利用にあたって、家庭でよく話し合い、長時間使用することなく、細かく休憩しながら使うなど、しっかりルールを決めること
(例：19:00～21:00 宿題をするためになど)
- ・ 紛失、盗難、落下、水没などしないように十分気をつけること
- ・ タブレットへの落書きや故意に傷をつける行為は絶対にしないこと
- ・ カメラで勝手に写真を撮って保存などしないこと
- ・ タブレット端末の設定を勝手に変更しないこと
- ・ 家庭に持ち帰った場合は、次回学校に持っていくまでに家庭で充電しておくこと
- ・ ルールが守られない場合や、目的外での使用をした場合は、タブレットの使用ができなくなる場合があります。

7 安全な使用について

- ・ インターネットには制限をかけていますが、万が一不適切なサイトに入ってしまった時にはすぐに退室し、保護者へ知らせること
(有害なサイトにアクセスしないようにフィルタリング機能をつけています。)
- ・ 自分や他人の個人情報(学校名、名前、住所、電話番号、写真など)はインターネット上には絶対に公開しないこと(賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。)

8 不具合や故障について

- ・ タブレット端末本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らないときは、学校へ連絡すること
- ・ タブレット端末の故障時は速やかに学校へ連絡すること
- ・ 紛失・盗難の場合は、必ず警察へ届け出を出し、学校へ報告すること

9 その他

- ・ 卒業・転出(市内・市外)する際は、在学していた学校に返却してください。
- ・ 故意または、過失等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理等の代金のお支払いをお願いすることがありますので、十分ご注意ください。
- ・ 学校へ確認書の提出をもって、貸与の条件とさせていただきます。